

# 健康保険 きょうと

2018  
8

〈発行者〉



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

〒604-8508

京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21

電話番号：075-256-8630（企画総務グループ）

URL：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/

協会けんぽ 京都

検索

〈発行〉平成30年 8月20日発行 第96号

平成30年8月より、70歳以上の方の

## 高額療養費の自己負担限度額が変更となりました

高額療養費の制度改正により、平成30年8月受診分から70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が、下記のとおり変更となりました。

- ①一般所得者の外来（個人ごと）の自己負担限度額が変更となりました。
- ②現役並み所得者の所得区分が1段階から3段階に細分化され、新たな自己負担限度額が設定されました。

※70歳未満の方の自己負担限度額については変更ありません。

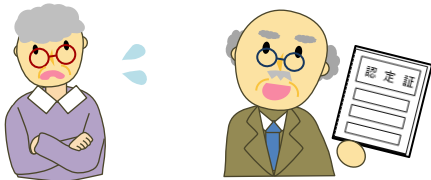
### ◆平成30年7月受診分まで

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並み (標準報酬月額 28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費 -267,000円)×1% <多数該当 44,400円>
一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下)	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数該当 44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



### ◆平成30年8月受診分から

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
<b>現役並みⅢ</b> (標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <多数該当 140,100円>	
<b>現役並みⅡ</b> (標準報酬月額 53~79万円)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <多数該当 93,000円>	
<b>現役並みⅠ</b> (標準報酬月額 28~50万円)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <多数該当 44,400円>	
一般所得者 (標準報酬月額 26万円以下)	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 <多数該当 44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



★従来70歳以上の方は、医療費が高額になる時に限度額適用認定証の提示は不要でしたが、平成30年8月から、「現役並みⅠ」、「現役並みⅡ」に該当される方のみ、健康保険証、高齢受給者証と併せて、限度額適用認定証の提示が必要となります。（「現役並みⅢ」、「一般所得者」に該当する方は従来通り不要です。）

医療費が高額になりそうなときは、限度額適用認定証の申請手続きを行いましょう。

### 保険証は正しく使いましょう

医療機関を受診する際は、窓口で必ず保険証を提示しましょう。70歳以上の方は、高齢受給者証（全員）および限度額適用認定証（該当される方のみ）も併せて提示をお願いします。

退職等により資格を喪失した場合や被扶養者に該当しなくなった場合、資格喪失日(扶養解除日)以降は、保険証等は使用することができません。保険証は正しくご利用ください。

※誤って資格喪失後に保険証を使用した場合、協会けんぽが支払った費用(医療費の7~9割)を被保険者様から返還していただくこととなります。その金額は非常に高額となる場合がありますので、速やかな保険証回収にご協力ください。



### ジェネリック医薬品希望シールをご存知ですか？

ジェネリック医薬品への切り替えを医師や薬剤師に伝えやすくする、『ジェネリック医薬品希望シール』をお配りしています。ご希望の場合は、協会けんぽまでご連絡ください！

この部分を健康保険証やお薬手帳に貼ってお使いください♪



# 協会けんぽの平成29年度決算見込みのお知らせ

平成29年度は収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円となり、収支差はプラス4,486億円となりました。

収入は、前年度に比べ3,265億円の増加となりました。これは保険料を負担する被保険者の数が3.9%増加したこと、被保険者の賃金が0.6%増加したことにより、保険料収入が増加したことが要因です。

一方、支出は前年度に比べ3,765億円の増加となりました。支出の6割を占める保険給付費については、前年度から2,366億円増加していますが、これは加入者数が2.5%増加したことが主な要因です。

また、支出の4割を占める高齢者医療に係る拠出金等については、前年度から1,235億円増加しました。これは、高齢者医療費の伸びに加えて、近年、拠出金の伸びを抑制していたマイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響がなかったことが要因です。

この結果、29年度の収支差は、前年度から500億円の減少となりました。

## 収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？



29年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、保険料収入等の収入の増加に対し、保険給付費や拠出金等の支出の増加が上回っており、収支差が前年度から500億円減少しています。このように保険給付費の増加のほか、拠出金等について、制度改正<sup>(※)</sup>により伸びが抑制されている29年度においても大幅に増加し、**収支差は減少する傾向があることについて、十分留意が必要です。**

※ 後期高齢者支援金計算における総報酬割の導入（これにより支援金負担（支出）が減少する）や退職者医療制度の新規適用の終了（これにより退職者給付拠出金負担（支出）が徐々に減少する）

### 協会けんぽの平成29年度決算見込み（医療分）

#### 支出

協会けんぽから医療機関に支払う費用

傷病手当金等のお支払いに要する費用

現金給付費 (5.8%)

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は支出の約4割を占め、重い負担になっています。

高齢者医療への拠出金等 (36.7%)  
健診・保健指導経費 (1.1%)  
協会事務経費 (0.6%)  
その他の支出 (0.4%)

支出  
約9.5兆円

#### 収入

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいているもの

保険料 (88.4%)

国からの補助金

国庫補助等 (11.4%)

その他の収入 (0.2%)

収入  
約9.9兆円

平成29年度決算見込み（医療分）	
収入	9兆9,485億円 (+3,265億円)
支出	9兆4,998億円 (+3,765億円)
収支差	4,486億円 (▲500億円)
準備金	2兆2,573億円 (+4,486億円)

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

※カッコ内は対前年度比

## 傷病手当金は障害年金・老齢年金と同時に受けることができません

お勤めの方が業務外の病気やけがの療養のため仕事に就くことができず、給与が受けられないときは、「傷病手当金」が支給されます。しかし、障害年金や老齢年金を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。

### ◆障害厚生年金を受けられるとき

傷病手当金を受けの人が、同じ病気やけがによる障害厚生年金を受けようになったときは、傷病手当金が支給されません。ただし、障害厚生年金と障害基礎年金の合計額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

また、厚生年金保険の障害手当金が受けられる場合、障害手当金を受けた日以後の傷病手当金の合算額が、障害手当金の額に達する日まで傷病手当金は支給されません。

### ◆資格喪失後に老齢年金を受けられるとき

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている人が老齢年金（退職年金）の受給者になったときは、傷病手当金が支給されません。ただし、年金額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

